



# 技術基準策定の考え方について

---

令和4年12月  
総合通信基盤局  
基幹通信室

# 技術基準の意義と目的

- 技術基準は、電波法の目的である「電波の公平且つ能率的な利用を確保する」ため、主に以下の理由から電波法令に規定されている（今泉：電波法要説）。
  - (1) 無線局の通信目的の達成**

無線局は、開設目的を十分達成しうる無線設備の能力がなければならないため、一定の技術条件をみたしている無線設備が必要となる。
  - (2) 他局への妨害排除**

空間を共有の通路として伝達される無線通信は、電波の質を中心として一定の基準に達していなければ他局への妨害は必至であり、通信秩序の維持すらも困難となるため、厳格な技術条件が要求される。
  - (3) 電波の規律上の要件**

電波の適正利用に関する施策又は個々の無線局の管理（周波数の指定等）にあたっては、無線設備の技術基準を前提としなければならないことが多い。
- 技術基準は、無線局を開設・運用しようとする者が電波を利用する上で必ず守る必要がある強制基準であり、かつ法律に基づく技術基準の適合命令などの行政行為の拠り所となっている。
- 免許を要しない無線局（Wi-Fi、Bluetooth、コードレス電話、ワイヤレスマイク等）や携帯電話では、利用者が、使用する電波の周波数帯やその技術、他の無線局との混信を意識せずに、安心して無線設備を購入・利用することができる。
- 技術基準は、電波に関係のある条約（ICAO、IMO等）のほか、国際的に流通する無線設備の技術標準（IEEE、Bluetooth、3GPP等）、中立な民間機関が策定する規格（インマルサット等）などを整合させることにより、国際的に調和を取りつつ、技術の進歩に迅速に対応することが適当である。

# 技術基準の見直しの観点等

- 技術基準は、電波の公平かつ能率的な利用を確保する上で必要な項目・値のみで表現し、技術進歩に対し、柔軟に対応する必要がある。また、規定の必要性が少なくなった技術基準の項目・値は速やかに見直し、整理、削減することが適当である。
- 無線LANの技術基準の項目は、どのようなもの（学術的？商業的？定義）であって、電波の公平かつ能率的な利用を確保するための条件、無線通信を成立させるための条件、他の無線局との共用のための条件等々何のためにあるのか。
- 無線LANの技術基準の項目は、電波法のほかに、規定または記載されているものはあるのか。なお、その際に、国内外、規定のレベル、法的強制力等々は問わない。  
→その後、電波に関する条約に技術基準が定まっているならば、電波法第3条により設備規則に規定がなくてもよいが、条約以外の規定等は、どのように扱うことができるのか。
- 無線LANの技術基準の項目は、電波法に規定しない場合、どのようなことが懸念または課題となるのか。電波管理、行政措置、認証制度、MRA、製造業者・輸入業者・販売業者の義務と責任、利用者の責任等々の幅広い観点から懸念・課題はあるのか。
- 無線LANの技術基準の項目が電波法に規定がない場合の懸念や課題は、解決することが可能なのか。  
→緩和する一方で国民保護の観点から強化すべき事項があるのか。民間標準化機関の策定プロセスとの関係の整理が必要なのか。

# 電波法令において具体的な技術基準が定められている項目

(2400MHz以上2483.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの)

